

小口零細企業特別保証融資

1 概要

信用保証協会と金融機関との責任共有制度の導入に伴い、金融環境変化の影響を受けやすい小規模零細企業者に対して、当面の間、本制度に係る保証は責任共有の対象外とすることにより、安定的な資金調達を維持し経営の安定を図ります。

2 制度内容

(1) 融資対象

市内で事業を営む中小企業者で次のいずれかに該当するもの

- ① 常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業の場合は5人)以下の会社及び個人であって特定事業(農業、林業、漁業、金融、保険業以外の業種)を行うもの
- ② 常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数(宿泊業又は娯楽業の場合は20人)以下であって特定事業を行うもの
- ③ 事業協同小組合であって、特定事業を行うもの又はその組合員の3分の2以上が特定事業を行うもの
- ④ 特定事業を行う企業組合であって、その事業に従事する組合員の数が20人以下のもの
- ⑤ 特定事業を行う協業組合であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの
- ⑥ 医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの

(2) 資金使途

○ 運転資金 ○ 設備資金

(3) 融資限度額 1,000万円

(4) 利率及び保証料

○ 年 率 2.1%以内
○ 保証料 企業のリスクにより9段階の保証料率(市が全額負担)

(5) 期 間

○ 運転資金 5年以内 (含6ヶ月以内の据置)
○ 設備資金 7年以内 (含1年以内の据置)

(6) 担 保 原則として無担保

(7) 保証人 法人の場合は代表者、個人の場合は不要

(8) 申込先

○ 取扱金融機関(青森銀行、みちのく銀行、東奥信用金庫、青い森信用金庫、青森県信用組合、秋田銀行)
○ 信用保証協会

3 問い合わせ先

弘前市商工振興部商工政策課商業振興係
TEL 0172-35-1135(直通)